

尼崎市監査公表第8号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年7月23日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	古	澤	裕	子
同	東	浦	小	夜子
同	辻		信	行

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	経済環境局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年 3 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 7 月 4 日
4 監 査 結 果 の 内 容（※監査事務局で記載する。） <u>労働者文化教養業務委託の管理及び履行確認等について</u> 所管課が尼崎労働者福祉協議会（以下「尼崎労福協」という。）に委託している労働者文化教養業務において、(1)契約事務等の不備（①不明瞭な委託料の積算、②見積期限前の開札、③業務主任担当者届の未受理、④業務計画表及び成果報告書の未決裁、⑤成果報告の未検査、⑥不適切な支払方法）及び(2)不適正な履行確認等（①経費内訳が不明確な成果報告書、②誤った開催日及び参加人数の報告、③業務内容の変更手続の未実施、④「勤労感謝の集い」における委託料の不適切な使途、⑤自主的な取組により実施されるべきである「10 万人わがまちクリーン運動」への参加）が検出された。 （しごと支援課） <措置を求める事項> 労働者文化教養業務委託において多くの問題が生じていたが、それは実施内容も含め業務そのものを尼崎労福協任せとし、委託者として実施しなければならない管理や履行確認等を怠ってきたことが要因であり職責の放棄と言っても過言ではない。 これらについては前例踏襲などが招いた極めて杜撰な管理体制に起因しており、改めて公金による支出であることを意識し事業の目的等を確認した上で適切な履行確認など責任ある業務管理を行うこと。	
5 措 置 の 内 容 (1) 契約事務等の不備に対して次の対応を行った。 ① 委託料の積算について明確化 令和 6 年度の仕様書において、委託料の対象経費を記載するよう変更するとともに各事業の開催回数を「〇回程度」から「〇回以上」と記載を変更し実施回数を明確にした。また、令和 6 年度の業務計画表の変更分から経費内訳欄を設けた様式に変更し、開催内容等が決定次第、具体的に経費内訳を記載した業務計画表を受理することで、事業実施前に市が委託料の使途を適切に把握できるようにした。 ② 見積期限の遵守 契約事務について課内研修を令和 6 年 3 月 6 日に行い、一者特命随意契約で、委託業者から見積期限前に見積書が提出されたとしても開札しないことなどを周知した。また、令和 6 年度は見積書の開札について、見積期限を遵守し見積期限日に開札を行った。	

③ 業務主任担当者届の受理

令和 5 年度の業務主任担当者届は受理済みである。改めて、尼崎労福協と業務主任担当者届の提出を厳守するよう確認し、令和 6 年度においても受理済みである。

④ 業務計画表及び成果報告書への決裁処理

令和 5 年度の業務計画表及び成果報告書について決裁を行い、また業務計画表からの内容変更が 5 回あったが、全て変更届の提出を求め受理をしている。なお、令和 6 年度についても適正に事務を進めた。

⑤ 成果報告の検査について

令和 4 年度は成果報告書が未検査であったことから、その対策として契約事務に関する課内研修を行い契約に関する意識を高めた。また、令和 5 年度については成果報告書の内容に誤りがないか確認した。

⑥ 支払方法の変更

令和 6 年度から委託料の支払方法を前金払から精算を伴う概算払へと変更し、事業完了後は精算することとした。

(2) 成果報告書の履行確認が不十分であったことなどから次の対応を行った。

① 成果報告書の是正

成果報告書の経費内訳が不明瞭であったため、令和 5 年度から成果報告書の経費の明細欄に「会場費・講演費・消耗品」等を記載するように変更した。また、団体の独自事業も含めた全事業の報告様式となっていたが、令和 6 年度から市委託事業だけを記載する様式に変更した。

② 開催日及び参加人数の報告

成果報告書において地域交流事業の実施日と参加人数に誤りがあったが、これは年度当初の業務計画表から変更手続きが行われなかったこと及び市の確認不足から生じた問題であるため、令和 5 年度から業務計画表に変更が生じた場合は適切に変更手続きを行っている。また、事業実施後に開催報告書を受理し、成果報告書で合致しているか確認している。

③ 業務内容の変更届の受理

(1)④に記載

④ 「勤労者の集い」における委託料の使途

令和 4 年度については、委託料を精査した結果、不適切な支出であったため、市の事務処理ミス報告制度に則って対応した。また、令和 5 年度から成果報告書の経費の明細欄に「会場費・講演費・消耗品」等を記載するように変更し、適正に検査を行うよう課内で周知した。さらに、令和 6 年度の仕様書において、委託料の対象経費を記載するよう変更するとともに、事業計画書を各事業経費の詳細を記載する様式に変更した。

⑤ 自主的な取組である「10 万人わがまちクリーン運動」への参加

令和 5 年度は既に委託事業として実施していたが、委託内容として不適切であることから、令和 6 年度の仕様書において「10 万人わがまちクリーン運動」は委託内容には含まないこととした。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）